

入札説明書
教職員人事評価システム
開発運用業務委託

令和7年4月
奈良県教育委員会事務局
教職員課

入札説明書及び関係書類

1. 入札説明書
2. 入札仕様書
3. 機能要件一覧表
4. 帳票・台帳一覧表
5. システム構成図・導入イメージ等
6. 落札者決定基準
7. 提案書評価表
8. 提案書等作成・提出要領
9. 契約書（案）
10. サービスレベル対応表（案）
11. 入札書封緘例
12. 参考資料（※①～⑨は4. 帳票・台帳一覧表に記載の資料と対応）
 - (1) 参考資料 01_教職員の人事評価制度手引書
 - (2) 参考資料 02_人事評価における相対化についての考え方
 - (3) 参考資料 03_①自己申告評価シート（※職種・職位により 13 種）
 - (4) 参考資料 04_②総合評価シート（※職種・職位により 13 種）
 - (5) 参考資料 05_③教職員人事異動調書
 - (6) 参考資料 06_⑤自己申告評価相対化一覧表
 - (7) 参考資料 07_⑤自己申告評価相対化一覧表_臨時的任用
 - (8) 参考資料 08_⑦総合評価相対化一覧表
 - (9) 参考資料 09_⑨会計年度任用職員人事評価シート
 - (10) 参考資料 10_⑨会計年度任用職員特別評価シート（条件付採用）

添付様式一式

1. (様式 1) 競争入札参加資格申請書
2. (様式 2) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書
3. (様式 3) 契約履行実績証明書
4. (様式 3) 契約履行実績証明書（記載例）
5. (様式 A) 入札書
6. (様式 A) 入札書（記載例）
7. (様式 B) 見積書
8. (様式 B) 見積書（記載例）
9. (様式 C) 委任状
10. (様式 C) 委任状（記載例）
11. (様式 D) 入札辞退届

- 1 2. (様式 E) 入札に関する質問票
- 1 3. (様式 I) 提案書記載様式
- 1 4. (様式 II) 機能・非機能要件等具備確認表・サービスレベル対応表
(シート 1 及び 2)
- 1 5. (様式 III) 業務従事者の業務経歴等報告書

入札説明書

奈良県が調達する役務に係る入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記3.<提出期限及び場所等>（担当部署）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和7年4月1日（火）

2. 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件名 教職員人事評価システム開発運用業務委託

(2) 委託内容

ア. 教職員人事評価システムの開発・構築

イ. 教職員人事評価システムの運用・保守

(3) 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(4) 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県教育委員会事務局教職員課ほか

(5) 入札方法

総合評価落札方式一般競争入札

(6) 予定価格

総額 95,920,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

各年度の上限は、次のとおりとします。（単位：円）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
開発・構築	13,750,000	—	—	—	—	—
運用・保守	—	16,434,000	16,434,000	16,434,000	16,434,000	16,434,000

(7) その他

詳細は、別紙「入札仕様書」等のとおりとします。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

公告に記載のとおり。

入札に参加を希望する者は、以下に定める添付書類を競争入札参加資格申請書【様式

1】とともに提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

<添付書類>

ア. 事業者の概要

設立年月日、所在地、代表者、事業内容等を記載したパンフレット等

イ. 電子契約同意書兼メールアドレス確認書【様式2】

電子契約を希望する場合に提出が必要です。

ウ. 契約履行実績証明書【様式3】

国・地方公共団体と過去5年間に県が別紙「入札仕様書」に定める業務と同種と認める契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行又は運用中であることを証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。

履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。

記載は【様式3】契約履行実績証明書（記載例）のとおりです。（※証明いただいた実績が後述の9.（2）イ及び（3）イに該当する場合は、入札保証金、契約保証金をそれぞれ免除します。）

<提出期限及び場所等>（担当部署）

提出期限：令和7年4月17日（木） 17時まで

提出場所：〒630-8502 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県教育委員会事務局 教職員課 給与係

電話番号：0742-27-9843

メール：kyosyoku_kyuyo@office.pref.nara.lg.jp

調整期日：令和7年4月25日（金） 17時まで

（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等が発生した場合は、調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

提出方法：持参又は郵送

- ・ 持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く9時～17時まで（正午から13時は除きます。）に限ります。
- ・ 郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限の前日までに必着のこと。また、封筒に「教職員人事評価システム開発運用業務委託に係る入札参加資格申請書在中」と朱書きしてください。

提出部数：各1部

<その他>

- ・ 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
- ・ 提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

- ・ 提出された申請書等は返却しません。

4. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により通知します。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）以内に書面を上記3.の（担当部署）に持参して説明を求めることができます。

5. 入札説明会

日時 令和7年4月4日（金） 10時～

場所 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁東棟2階 教育委員室

入札手続き、その他入札説明書の内容に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）は、令和7年6月3日（火）まで電話、メールにより受け付けます。

6. 入札、仕様等に関する質問

入札に関する質問票【様式E】に必要事項を記入し、3.（担当部署）に示す連絡先に電子メールで送信してください。

質問受付期間は、令和7年4月10日（木）17時までとします。

回答は質問票を提出いただいた方全員に対し、令和7年4月15日（火）までに電子メールで行うとともに、県デジタル戦略課のホームページに掲載します。

なお、回答に調整が必要な質問については、掲載が遅れることがあります。また、質問の趣旨が不明瞭な場合の他、不相当と判断した場合は回答しないことがあります。

URL：<https://www.pref.nara.jp/10452.htm>

7. 入札方法

- (1) 入札は、総合評価落札方式一般競争入札で行います。入札者は、所定の入札書【様式A】及び見積書【様式B】を作成し、当該見積の積算内訳書（様式任意）とともに、同じ封筒に封入封緘したうえ、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙【様式A】入札書（記載例）、【様式B】見積書（記載例）及び別紙「入札書封緘例」のとおりです。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状【様式C】を8.(2)の委任状受付時間に提出してください。記載については別紙【様式C】委任状(記載例)のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所・氏名欄に入札者本人の住所・氏名を記載し、その下に代理人と表示して代理人の氏名を記載のうえ、委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 入札は1回を限度とします。
- (6) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。
- (7) 入札の際には、入札参加資格確認通知書(又はその写し)を持参してください。郵便により入札を行う場合は、確認通知書の写しを入札書に同封してください。

8. 入札書の提出場所等

- (1) 郵送時の入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先
本説明書 3. <提出期限及び場所等>に記載の(担当部署)と同じ
- (2) 入開札の日時及び場所
日時 令和7年6月4日(水) 16時30分(予定)
場所 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁東棟2階 教育委員室
(上記時間までに受付及び委任状【様式C】の確認等を済ませていただくようお願いいたします)
- (3) 郵便による入札
入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「教職員人事評価システム開発運用業務委託に係る入札書」と朱書して、令和7年6月3日(火)17時までに(1)に示す場所に到着するようにしてください。

9. 入札・契約における補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際に納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。また、第2項の規定に該当する担保の提供をもって代えることができます。

ア. 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

イ. 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。なお、当該履行実績として履行期間が12ヶ月以上の契約をもって申請する場合は、公告日から2年以内の間に当該契約の履行期間が12ヶ月以上含まれること

履行実績の証明については、3に示す競争入札参加資格申請書【様式1】の提出時に契約履行実績証明書【様式3】及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）が必要です。

契約書の写しは、申請者と契約履行実績証明書に記載の各事項（契約名称、契約日、契約期間、相手方、契約内容、金額）が確認できる箇所の写しとします。

（3） 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は免除します。

ア. 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ. 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を複数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

履行実績の証明については、契約履行実績証明書及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

10. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（1） この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札

（2） 奈良県契約規則第7条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア. 知事の定める入札条件に違反した入札

イ. 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札

ウ. 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

- エ. 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- オ. 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

1 1. 提案書について

- (1) 提案書は、別紙「提案書等作成・提出要領」に沿って作成し、必要部数を公告記載の期日、場所に提出してください。
- (2) 入札参加資格申請書を提出した者が提案書の提出を辞退したい場合は、令和7年5月13日(火)までに「提案書提出辞退届」(様式任意)を提案書の提出先に提出してください。
- (3) 提出された提案書等は一切返却いたしません。
- (4) 提案書で表明された内容が契約の基本方針となります。実現が確約されることのみ表明してください。
- (5) 提案書に表明された内容について、疑義や不明点がある場合は、令和7年5月13日(火)から令和7年5月30日(金)までの間、奈良県が質疑応答を求めることがあります。なお、質疑応答は文書をもって行うものとし、応答内容は提案内容として取り扱います。ただし、当初から質疑応答による補足を前提とする提案書を作成してはなりません。

1 2. プレゼンテーション等の実施

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施します。なお、不参加の場合は技術点を0点とします。

- (1) プレゼンテーション等は当委託業務にかかる総合評価審査委員会の場で実施します。各社ごとのプレゼンテーションの日時は、後日、電子メールにて通知します。
- (2) プレゼンテーションの時間は概ね30分を予定しています。また、プレゼンテーション終了後に、その内容及び提案書の内容について15分程度の質疑応答を行います。
- (3) プレゼンテーションは現地で行います。オンライン参加は不可とします。
- (4) 入室は各社4名以内とし、プレゼンテーションの実施者は、提案企業に所属する本業務に係るプロジェクトリーダー予定者とします。
- (5) プロジェクタ(HDMI端子)、スクリーン及び電源(100V)を使用される場合は、県が用意します。接続される説明用のパソコンを持参してください。事前の動作確認等をご希望の場合は、別途ご相談ください。
- (6) プレゼンテーションは提案書に沿って行います。資料を配付することは禁止し

ます。

(7) プレゼンテーションの順番は、県が任意に決定します。

(8) プレゼンテーションの実施日及び場所

令和7年6月4日(水) 時間は未定

〒630-8502

奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁東棟2階 教育委員室

(※日程・場所は変更されることがあります)

13. 落札者の決定方法等

別紙「落札者決定基準」に記載のとおり。

14. 落札の通知及び公表

(1) 落札決定通知

落札者については、落札者決定後に書面により通知します。また、審査結果は入札に参加したすべての者に書面で通知します。

(2) 落札者の公表

落札者は奈良県公報に公示します。

15. 調達の停止等

この調達に関し、苦情申立に係る処理手続において、契約を停止し、又は解除する場合があります。

16. 契約書作成の要否等

(1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。

(2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。

17. 電子契約の可否

(1) 可とします。

(2) 電子契約を希望する場合は、(様式2)「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を3で示す競争入札参加資格申請書とあわせて提出してください。

18. 手続における交渉の有無

有(3.で示す入札参加資格申請の手続が必要です。)

19. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

20. 契約の解除

契約締結後、契約者について19.(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、19.(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

21. その他

- (1) 本入札に係る異議申し立てについては、奈良県政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年6月28日奈良県告示第150号）によるものとします。
- (2) 本入札に係る提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとします。
- (3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。